

第 3 3 7 回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録

令和 6 年 1 2 月 6 日



第337回 静岡県内水面漁場管理委員会次第

- 1 開催日時 令和6年12月6日(金) 午後2時から
- 2 開催場所 静岡県庁 別館2階 第1会議室D
(静岡市葵区迫手町9番6号)
- 3 議事内容
 - (1) 会長及び会長職務代理者(副会長)の互選について 資料1
 - (2) 目標増殖量について
 - ア 令和6年増殖実施結果について 資料2-1
 - イ 今後の目標増殖量について 資料2-2
 - ウ 令和7年目標増殖量について 資料2-3
 - (3) 那賀川非出資漁業協同組合(内共第5号、第6号)遊漁規則の変更について 資料3
 - (4) 静岡県内水面漁場管理委員会公文書管理規程の制定について 資料4
 - (5) その他
 - ・ 次回開催日程について
- 4 出席者氏名

委 員	山本 俊康	朝倉 穂積	前澤 元次	岩田 克久
	宮本 善互	大石真依子	秋山 信彦	関 いずみ
	松本 美紀	古畑 恵子		
水産・海洋局	山下 啓道			
水産資源課	伊藤 円	田中 寿臣	安倍 基温	日吉 菜々子
- 5 欠席者氏名

- 伊藤課長 皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻より早いですが皆様おそろいですので、ただいまから、第337回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。
- 先ほどの辞令式をもって、皆様には正式に第22期静岡県内水面漁場管理委員会の委員として就任いただいた形となり、これから新たなメンバーでスタートしていくわけですが、議事に入る前に皆様には一言ずつ御挨拶していただきたいと思っております。
- それでは秋山委員から御挨拶をお願いします。
- 秋山委員 東海大学の秋山です。よろしくお願いします。
- 関委員 東海大学の関です。よろしくお願いします。
- 古畑委員 弁護士古畑です。よろしくお願いします。
- 松本委員 静岡理工科大学の松本です。よろしくお願いします。
- 大石委員 遊漁者代表の大石です。よろしくお願いします。
- 宮本委員 日本釣振興会静岡支部役員の宮本です。よろしくお願いします。
- 朝倉委員 仁科川漁協の朝倉です。よろしくお願いします。
- 岩田委員 気田川漁協の岩田です。よろしくお願いします。
- 前澤委員 興津川漁協の前澤です。よろしくお願いします。
- 山本委員 内水面漁業協同組合連合会副会長で太田川漁協の山本です。よろしくお願いします。
- 伊藤課長 続きまして、事務局の方から御挨拶させていただきます。
- 山下局長 水産・海洋局長の山下です。よろしくお願いします。
- 伊藤課長 水産資源課課長の伊藤です。よろしくお願いします。
- 田中班長 水産資源課資源増殖班班長の田中です。よろしくお願いします。
- 安倍主査 資源増殖班の安倍です。よろしくお願いします。
- 日吉主事 資源増殖班の日吉です。よろしくお願いします。

○伊藤課長 本日は、委員の皆さま全員に御出席いただいております。過半数以上の委員に御出席いただいておりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。また、漁業法の規定により会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。

それでは、会長が決まるまでの間の議事については、私が進行を務めさせていただきます。議事の（1）は、「会長及び会長職務代理者（副会長）の互選について」でございます。事務局より議事について御説明をいたします。

○日吉主事 それでは、議事1について説明させていただきます。資料1を御覧ください。会長及び会長職務代理者（副会長）の互選についてでございます。

Iの経緯を説明します。

12月1日付けで新たに内水面漁場管理委員会の委員の皆さまが就任されましたので、委員会の最初の議事として、委員会の運営を司る会長及び会長職務代理者（副会長）を選出する必要がございます。

続いて、IIの会長、副会長の職務と選出方法について説明します。まず、1の選出方法につきましては、漁業法第173条において準用する同法第137条第2項により、会長及び副会長は委員の互選によって選出するということになっております。

2の会長の職務につきましては、1つ目に漁業法施行令第15条において準用する同令第14条第1項と静岡県内水面漁場管理委員会規程第1条第1項により、委員会の招集及び会の議長になるということ。2つ目に漁業法第173条において準用する同法第145条第2項により、議事の決定について委員による可否が同数の場合に会長の決するところによるといった議決権を持つということです。

また、3の副会長の職務につきましては、漁業法施行令第13条第2項により、会長に事故のあるときは、会長の職務を代理するということになっております。

最後に、IIIの協議についてです。委員の皆さまから会長の互選について、御審議よろしくお願ひいたします。

また、その下と裏面に関係法令を記載しております。事務局からの説明は以上です。

○伊藤課長 ただいま説明がありましたが、まず会長の互選について、委員の皆様から御推薦をお願いしたいと思います。

○前澤委員 内漁連の副会長も務めている山本委員に会長をお願いしたい。

○伊藤課長 山本委員への推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

○委員一同 異議無し。

○伊藤課長 異議も無いようでございますので、山本委員に第22期静岡県内水面漁場管理委員会会長をお願い申し上げたいと思います。

ただいま会長が決定いたしましたので、委員会規程第1条の定めに従い、以後

の進行は山本会長にお願いしたいと思います。会長席への移動をお願いします。
それでは、会長から御挨拶をお願いしたいと思います。

- 山本会長 会長に推薦いただきました、山本です。この委員会を通じて、内水面の振興に取り組んでいきたいと思っています。よろしく願いいたします。
続きまして、会長職務代理者である副会長を互選により選出したいと思っています。どなたか、御推薦はございますか。
- 大石委員 長い経験と実績のある秋山委員に副会長をお願いしたい。
- 山本会長 秋山委員への推薦がありました、皆様いかがでしょうか。
- 委員一同 異議無し。
- 山本会長 異議も無いようでございますので、秋山委員に第22期静岡県内水面漁場管理委員会副会長をお願い申し上げたいと思います。席の移動をお願いします。
それでは、副会長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。
- 秋山副会長 副会長に推薦いただきました、秋山です。水産増殖について専門としますので、その立場から内水面の振興に取り組んでいきたいと思っています。よろしく願いいたします。
- 山本会長 秋山副会長ありがとうございました。また、今回の委員会議事録につきまして、私の他の議事録署名人については、規程第7条に基づき秋山副会長と朝倉委員を指名させていただきます。
それでは議事の（1）については、決定ということで終了いたします。
- 山本会長 続きまして、議事の（2）「目標増殖量について」でございます。
まずは、ア「令和6年増殖実績について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 日吉主事 それでは、議事の2について説明させていただきます。本議題につきましては、3段階に分かれておまして、最初に漁協の増殖実績を報告、次に今後の増殖手法について検討、最後に来年の目標増殖量を決定する、という流れになります。
まず、令和6年増殖実績について説明させていただきます。資料2-1を御覧ください。
Iの経緯を説明いたします。
漁業法第168条の規定により、第五種共同漁業権を免許された者は漁業権の対象となっている水産動植物について増殖の義務を負っています。増殖の方法及び規模については、水産庁長官通知により、各都道府県の内水面漁場管理委員会が定めた増殖方法及び規模（目標増殖量）により増殖義務を履行することとされています。

また、漁協が増殖を怠っている場合は漁業法第169条第1項の規定により、増殖命令を発動することができますが、災害や魚病の発生、全国的な種苗の不足等の客観的にやむを得ない事情による場合のほか、遊漁者の減少や地域住民の減少・高齢化等により漁協の経営状況が悪化していると認められる場合は、直ちに169条1項の増殖命令を発動するのではなく、まずは増殖を着実に進めるよう、支援や助言、指導を行っていくこととしております。

次にⅡの令和6年増殖実施結果について説明いたします。

1の概要として、漁業権魚種となっている11魚種のうち、アユ、フナ、ウグイ、コイの4魚種では全ての漁業権者が目標増殖量を達成しました。一方、7魚種で目標を達成できない漁業権者が見られましたが、その理由は、種苗自体の不漁や遊漁者数の減少、大雨の影響等やむを得ないと考えられます。

2の目標を達成できなかった魚種とその理由等を説明いたします。(1)のアマゴは、全26漁業権中1漁業権で目標を達成できませんでした。これは、アマゴの養魚場で卵の孵化が上手くいかず、放流数が少なくなってしまったため達成できませんでした。(2)のニジマスは、全14漁業権中1漁業権で目標を達成できませんでした。これは、河川の濁り等により放流を中止したため達成できませんでした。(3)のウナギは、全12漁業権中1漁業権で目標を達成できませんでした。これは、単価の高騰により、種苗を十分に調達できなかったため達成できませんでした。(4)のモクズガニは全4漁業権中3漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、種苗が入荷せず十分に確保できなかったため達成できませんでした。2ページを御覧ください。(5)のイワナは、1漁業権が漁業権対象魚種としておりますが、目標を達成できませんでした。理由としては、地元固有種を生産し放流する予定でしたが、生産が難航したため放流できませんでした。(6)のワカサギは、2漁業権が漁業権対象魚種としておりますが、目標を達成できませんでした。理由としては、供給元が不漁のため出荷不能となり、他でも確保できなかったため放流できませんでした。(7)のオイカワは、全14漁業権中1漁業権で目標を達成できませんでした。これは、大雨の影響による河川工事及び道路工事による通行止めによって、産卵場造成を中止としたためです。

3の増殖量が0の魚種とその理由等を説明します。こちらはコイが増殖量を0としています。KHVまん延防止のため、全国的に放流による増殖を自粛しており、本委員会の指示により県内全漁協で放流をストップしているところです。そのため、コイの増殖量は0となります。

3ページから7ページは、県内の魚種ごとの増殖実績をまとめた表になりますので、御確認ください。

また、最後の8ページに根拠法令を記載しています。令和6年増殖実施結果の報告について、事務局からの説明は以上です。

○山本会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○秋山副会長

オイカワやコイ等は仕方がない。モクズガニについてはほぼゼロであるが、種苗生産をどこも行っていないためだと思う。県の試験場等でつくることは考えて

いないか。

- 伊藤課長 考えていない。目標を達成しやすくなるよう、前年小さいサイズも放流できるよう換算を行った。それで狩野川漁協が稚ガニを放流したと聞いた。これまで浜名湖で捕れていたが不漁となった。全国的に見ると種苗生産しているところがあるので、そういうところから入手出来れば良いが。
- 秋山副会長 温水施設で委託して生産できないか。神奈川県からモクズガニを持ってくるとなると仕方がないが、遺伝的多様性が懸念される。県内で生産できれば良いが。
- 伊藤課長 県では考えていない。興津川漁協は毎年放流できているが、どう入手しているのか。
- 前澤委員 興津川漁協では、遊漁者から近隣の河川で採捕したものを購入して放流をしている。興津川で捕って、興津川で放流しても意味がないと思われがちだが、それでもただ捕って食べられてしまうよりは、ということで放流の足しとしている。
- 朝倉委員 河津川にいつているらしいので、自然繁殖はあるかと思う。四国でやっているそうだが小さいサイズで、持ってくる間に死んでしまう。河口は冬になると閉まってしまい、モクズガニ等が遡上できなくなることがある。
- 秋山副会長 関東ではモクズガニがとても増えている河川がある。理由が分からないので調査が必要となるが。放流だけが増殖ではないので、河口が閉塞するのを解消することにも効果があるのではないか。増殖行為を行っていないことが問題だと思う。中でもモクズガニとワカサギは放流ではなく、増殖行為が可能だと思われる。
- 大石委員 興津川漁協で遊漁者からモクズガニを購入するとのことでしたが、その時は広く広報を行っているのか。
- 前澤委員 組合員にカニ漁が得意な者がいるため、その者をお願いしている。
- 大石委員 伊豆の方でもモクズガニはいると聞いている。
- 朝倉委員 仁科でもいるが、数は少ない。そこまで捕れない。
- 宮本委員 河口湖漁協では、ワカサギが全然いなかったが産卵場を造成したことで増えたと聞いた。産卵場をつくることは良いのではないかと思います。
- 山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（２）のアでございますが、終了してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし。

○山本会長 ありがとうございます。それでは、議事の（２）のアについては、終了いたします。

○山本会長 続きますして、イの「今後の目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事 続いて、今後の目標増殖量について説明させていただきます。資料2-2を御覧ください。

Ⅰの令和6年の目標増殖量の考え方を説明いたします。

目標増殖量については、これが各漁協の負担となり経営を圧迫している可能性があるなどの理由から、平成29年から見直し作業を進めた結果、第317回委員会において、前年の目標増殖量を単に踏襲する平成30年以前までの方法を見直しました。さらに、毎年度の委員会において、漁協からの要望を基にした修正を加え、現在以下の考え方で目標増殖量を算出しております。

ウナギ、ウグイ、オイカワ及びコイを除く魚種については、資料記載のとおり
の計算方法で目標増殖量を算出しております。採捕者数については、直近5年間の採捕者数の5つの値のうち、最高値、最低値を除いた3つの値の平均を求めた上で、平成21年度の採捕者数に対する比率を求めます。この比率を基準となる目標増殖量に掛けることで、目標増殖量を求めております。これは遊漁者数が減った分、目標増殖量を減らしていくという考え方になります。基準となる目標増殖量については、県内全漁協で目標増殖量を達成した平成21年の目標増殖量を原則としており、平成26年及び令和6年の漁業権免許更新時に伴い漁業権漁場が拡大・縮小したものについては、切替え前後の漁場面積の比率を反映させた値を基準となる目標増殖量の値としています。また、令和6年の目標増殖量までは、基準となる目標増殖量又は令和元年目標増殖量のいずれか低い方を上限としております。これは現在、漁協が回復を図っていく最中で、上記の計算式を適用した場合、目標増殖量が増えてしまうからです。

次にウナギについては先ほどと同じように基準となる目標増殖量に採捕者数の比率を乗じています。さらに、漁協への負担が単価によって左右されるため基準年の単価を基準として、直近5年間の単価の5つの値のうち、最高値と最低値を除いた3つの単価平均との逆数を掛け合わせるにより、目標増殖量を求めております。これにより、採捕者数が減った分目標増殖量を減らしていくという考え方と、ウナギ単価が高いと目標増殖量が少なくなる考え方を踏まえた算出方法としています。ウナギについても、基準となる目標増殖量又は令和元年目標増殖量のいずれか低い方を上限としております。

2ページを御覧ください。続いてウグイ、オイカワ及びコイについては、前年の目標増殖量を維持しております。これは、ウグイ、オイカワが産卵場造成によること、コイは放流を自粛しているためです。

ニジマスについては、目標増殖量の単位を「尾数」と「kg」で選択可能としております。これは、キャッチアンドリリースの特定区などを定める漁協が増える中、大型のニジマス放流する漁協と稚魚などの小型のニジマス放流する漁協

とで、負担が違うためです。ニジマスの重量に関しては、全漁協からの報告を元に重量の平均を求めています。

モクズガニについては、目標増殖量の単位が「重量(kg)」ですが、資料記載のとおり「尾数」で換算できるようにしております。これは、不漁によりモクズガニの種苗の入手が困難なことから目標増殖量の未達成が続いているため、従来よりもサイズが小さい種苗も放流できるようにするためです。3mmの稚ガニを1,190尾、5mmの稚ガニを930尾、7mmの稚ガニを340尾放流した場合は、5～6cmのモクズガニを1kg放流したと換算します。

次にⅡの令和7年の目標増殖量の考え方について説明します。

平成30年の目標増殖量の見直しの後、令和5年度には、県内25漁協中10漁協の当期利益が黒字になるなど、一定の効果が見られた。そのため令和7年は、令和6年の目標増殖量の考え方を基本とします。

目標増殖量の算出方法については、大きな問題もなく変更の要望が出されていないことから、令和7年の目標増殖量算出方法も、令和6年の目標増殖量算出方法から変更なしとします。

また、目標増殖量の上限值の見直しについて。令和6年の目標増殖量までは基準となる目標増殖量又は令和元年の目標増殖量上限値として設定しています。この上限値についてですが、遊漁者数の減少は続いており漁協の経営状況は以前として厳しいままであることから、目標増殖量算出時に上限値以上の目標増殖量の値が出ることは極めて少ないです。そのため、令和7年以降も同様に、「基準となる目標増殖量又は令和元年目標増殖量」という上限値を継続します。これは、令和9年の目標増殖量までとし、それ以降見直しを実施予定です。

3ページを御覧ください。最後に、Ⅲの令和7年の目標増殖量についてです。こちらにつきましては、Ⅱで説明したように令和6年の目標増殖量の算出方法と同様であり、上限値も「基準となる目標増殖量又は令和元年目標増殖量のいずれか低い方」のままとします。

今後の目標増殖量について、事務局からの説明は以上です。

- 山本会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

- 関委員 モクズガニについて、サイズによって換算した放流尾数を認めているが、これは歩留りを勘案したものなのか。

- 伊藤課長 そのとおり。他県の種苗生産結果や研究結果等を考慮して勘案している。

- 秋山副会長 ニジマスについて、経済外来種であるが、過剰に放流してしまうことはないか。放流の上限値を求める必要があるのではないか。その点は漁協に対して説明した方が良い。

- 山本会長 アユについて、現在は重量で目標値を定めている。しかし、放流時期によってアユの大きさが異なる。遅くなると魚体が大きくなるので、少ない匹数で目標達成

となる。匹数を目標値とする考え方は無いか。

- 伊藤課長 漁協の戦略もあるため、一概には言えない。遊漁者が来るときに放流しないと収入にならない。尾数の目標の方が良いのか。漁協の選択としている。
- 山本会長 漁協の経営が厳しい状況の中、お客さんに来て貰うためにはある程度放流しなければならないが、ダムの濁り等の状況を見ながら放流しているため、遅くになってしまう。小さい個体の方が川になじむとも聞いている。放流について、御指導いただけるとありがたい。
- 伊藤課長 他の漁協ではどうでしょうか。
- 朝倉委員 仁科川漁協では、毎年5月に放流をしている。去年からは4月に小さいアユを放流し、5月は成魚に近いアユを放流している。また8月にも放流をする。何回かに分けて放流を行っている。天然遡上のアユが小さいことが問題だと思う。
- 伊藤課長 海の栄養が無いのかもしれない。
- 宮本委員 釣りをしている感覚ですと、シラスアユの数が減っていると感じる。昔はルーアーにかかったが、最近はかからない。産卵がうまくいっていないのかもしれない。
- 伊藤課長 流下仔魚調査では少なかったが遡上は多かった、という事例を見たことがある。
- 山本会長 流下仔魚調査はどこでやっているか。
- 日吉主事 県では県内2河川で実施しているが、どこの漁協がやっているかまでは把握していない。
- 山本会長 太田川漁協では流下仔魚調査を行っているが、10月に下るものはほとんどいない。11月や12月が主流になっている。産卵時期が遅れていると感じる。海へ下る時期が遅くなり、海で生活する時間が遅くなるのが、遡上が少ない原因だと感じる。
- 朝倉委員 カワウによる食害や川からの栄養が少ないことも影響していると思う。
- 山本会長 河川の濁度について探ってきたが、20以下にならないと放流しても放流場所から離れてしまう。濁度を見ながらになるため、放流が遅れてしまう。また、良い瀬がなくなっているのも問題だと思う。
- 秋山副会長 全国的に淵が埋まっているようだ。

- 前澤委員 興津川でも令和4年の台風15号後、砂利が河川に沢山入ってきて、最悪の状態だと思っている。大きな石が表出するようになればアユも増えてくると思う。これまでアユ解禁までに全体の80%を放流していたが、その後の成長が望めないと感じたので少し大きめのものを放流するようにした。今年は魚影も確認できたので、来年もこの方法を続けたい。秋口から遡上時期に河川工事を実施するので、アユが遡上してこない。
- 宮本委員 アユの稚魚が海に居られる時期が温暖化でずれて、遡上に失敗するアユが多くなっているのではないかと。
- 山本会長 海の水温が高くてアユが死んでいるという話も聞く。何か県で対策は無いのか。
- 伊藤課長 水温の対策は難しい。海の魚もそうである。川でも温暖化しているのか。
- 山本会長 産卵が遅れている。
- 大石委員 海で釣りをするが、長崎で釣れるようなものが静岡で一晩に何本か釣れる状況である。バケツに汲んだ水も生ぬるく、タチウオを釣って触っても温かい。異常だと思う。
- 松本委員 海水温についてはどうしようもないかと思う。土木工事については、アユの遡上等を含めたイベントがある時は、それを避けるように工期を設定するようルールが変わった。反映した工期設定がまだできていないが、明確な根拠があるのであれば、土木事務所と工期の調整ができると思う。
- 朝倉委員 業者が大きな石を持っていってしまう。業者と話すこともあるが、平らでは無く、斜めにして欲しい。ボウズハゼなんか石の下で産卵している。非常に少なくなった。川の工事について考えないといけない。
- 秋山副会長 工期については業者も意識している。アユと餌が同じボウズハゼも数を減らしている。淵が埋まってしまうことが影響している。そのような状況は全国的に問題になっている。雨の降り方が変わり、砂掘れが起こらないのも問題だと思う。
- 朝倉委員 生息する場所が減っていると感じる。
- 宮本委員 河口の砂の影響はあるのか。
- 秋山副会長 河口に溜まった土砂を、川が押し出す力が減っていると思う。
- 朝倉委員 伊豆半島も西の風が吹くと閉鎖してしまう。
- 前澤委員 4年くらい前から河口が閉塞する。特に風台風があった年は閉鎖してしまう。

今年も雨台風だったので、今のところ空いている。ボウズハゼについては興津川に多く生息している。仕掛にからまってしまうため、遊漁者から文句がありますが、良い環境だからこそと思う。

- 岩田委員 土砂の堆積は気田川でも同じ状況。15cm以上の石を持っていかないよう、業者に伝えている。土木事務所との決めを作っておくことが大事だと思う。気田川は河川が長くて支流も多いため、放流はできる限り早めに行いたいと思っている。天然遡上は、船明ダムがあるので魚道をつくってもらっている。カワウもやってくるが、船明ダムの関係で電力会社とカワウ対策を40日間実施している。対策を実施することでアユが遡上してくるため、大変ではあるが効果があると思う。
- 山本会長 河川の状況も変化しており、土木事務所もその点を考慮していただいている。漁協との話し合いを提案してきている。各漁協が協議していかないといけない。
- 宮本委員 モクズガニについて、漁業権の無い河川から採捕することはできないのか。
- 前澤委員 規則を守って採捕すれば良いのではないのか。
- 伊藤課長 狩野川漁協もそのようにやっていると聞いている。
- 山本会長 モクズガニが漁業権になっている漁協と、そうでない漁協があるのはなぜか。
- 日吉主事 漁協が漁業権魚種にしたいという要望を挙げた上で、増殖行為が行えるかを現地調査した結果免許するためである。
- 伊藤課長 要望がないともちろん漁業権に追加しない。
- 宮本委員 モクズガニやウナギはどこの河川にもいる。漁業権の無い河川を整備したら、漁業権のある河川で増えるということにならないのか。間接的な保護のような。
- 伊藤課長 シラスウナギは取りすぎないように制限をかけているが。
- 秋山副会長 モクズガニもアユと同じで一度海に出る。その後遡上するが、どこに遡上するかは分からない。
- 宮本委員 漁業権の無い河川でモクズガニを増やして行って、全体の遡上を増やすというのは難しいのか。
- 秋山委員 難しいと思う。卓越すると爆発的に増えるが、コントロールすることはなかなか難しい。
- 山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(2)のイでございますが、

終了してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○山本会長

ありがとうございます。それでは、議事の（２）のイについては、終了いたします。

○山本会長

続きまして、ウの「令和7年目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事

続いて令和7年目標増殖量について説明させていただきます。資料2-3をご覧ください。

Iの考え方について、令和7年目標増殖量は、先ほどの議題で御協議いただいた考え方に基づき、決定します。

IIの令和7年目標増殖量について（案）について、次のページ「令和7年目標増殖量（案）」のとおりとなります。3ページからは、目標増殖量に変更がないウグイ、オイカワ及びコイ以外の魚種について令和6年目標増殖量と比較した表となっています。

令和7年目標増殖量について、案のとおり決定してよろしいか、御審議よろしくをお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

○山本会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○山本会長

特に御質問等ないようでございますので、議事の（２）のウでございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○山本会長

ありがとうございます。それでは、議事の（２）のウについては、決定ということで終了いたします。

○山本会長

続きまして、議事の（３）は「那賀川非出資漁業協同組合（内共第5号、第6号）遊漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事

続いて、議事3について説明させていただきます。資料3をご覧ください。

那賀川非出資漁業協同組合（内共第5号、第6号）遊漁規則の変更についてです。初めに資料内容について説明します。1ページは説明、2ページから6ページが遊漁規則変更の新旧対照表、7ページから10ページが行使規則変更の新旧対照表、11ページが那賀川漁協の漁場図、12ページと13ページが那賀川漁協から県知事に宛てた遊漁規則変更認可申請書、14ページと15ページが県知事から委員会

に宛てた遊漁規則変更について諮問文書、参考として16ページから19ページが那賀川漁協の現在の遊漁規則と20ページに根拠法令を記載しています。那賀川漁協は内共第5号と第6号の免許を有していますが、どちらも対象魚種が同じであるため、第5号第6号共通の遊漁規則を定めています。まずは資料3の1ページを御覧ください。

Iの経緯を説明します。

今回の遊漁規則の変更内容は、2点となります。まず、1のあまごの漁法に「ルアー釣り」を追加します。漁協に対し遊漁者から、あまごのルアー釣りをできるようにしてほしいとの希望する声がありました。減少していく遊漁者や漁協組合員の問題に対して、ルアー愛好家の遊漁者や新たな漁協組合員の確保を目指していくため、遊漁規則にあまごの漁法にルアー釣りを追加します。

次に2の、あまごの禁漁期間を設定です。あゆ釣り解禁前の時期にあまごではなくあゆが釣れてしまうのではないかと、との意見が漁協組合員からありました。採捕期間外でのあゆの採捕を防ぐため、あゆ釣り解禁前にあまご釣りの禁漁期間を設けます。

続きましてIIの概要として、具体的な変更点について説明します。

まず、1のあまごの漁法に「ルアー釣り」を追加についてです。あまご漁業に「ルアー釣り」を追加します。規模等として、バークレストタイプ（かえし無し）のシングルフック1本ただしミノーは同タイプのシングルフック2か所、各1本以内とします。区域は、岩科川及び支流高野川の区域と、那賀川及び支流明伏川、船田（ふなた）川の区域とします。これは他の漁法と同じ区域です。期間は3月1日以降組合が定め公示する日から9月30日までとします。これは他のあまご漁法と同じ期間です。遊漁規則の新旧対照表では、3ページの部分にあまごのルアー釣りが追加されることとなります。

次に、2のあまごの禁漁期間を設定です。禁漁期間の内容は、魚種があまご、全ての漁具漁法が禁止となります。区域是那賀川が平戸橋上流端から下流の区域、岩科川が八木山橋上流端から下流の区域です。11ページ的那賀川漁協の漁場図では、左側が海側、下流となり、右側が上流になります。図の真ん中を通っているのが那賀川で、中央右側に記されているのが平戸橋です。ここより左の下流があまご禁漁区域です。また、下を通っているのが岩科川で真ん中辺りに記されているのが八木山橋です。ここより下流があまごの禁漁区域になります。1ページにお戻りください。この禁漁期間は5月1日からあゆ解禁日の前日までとなります。あゆ解禁日は、6月1日以降組合が定め公示する日です。遊漁規則の新旧対照表では、4ページの上の表にあまごの禁漁について設けられます。

最後に、IIIの諮問の内容です。

今回の諮問内容は、那賀川非出資漁業協同組合（内共第5号、第6号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りするものでございます。

また、最後の20ページに根拠法令より、漁業法第170条第3項より、遊漁規則を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっています。また同条第4項には、遊漁規則変更の認可の申請があったときは、都道府県知事は、内水面漁場管理委員会の意見を聴かなければならないとなってい

ます。12ページから15ページの遊漁規則変更認可申請書と、1遊漁規則変更認可申請についての諮問文書が該当します。

また、同条第5項より、都道府県知事は、遊漁を不当に制限するものでないこと、かつ遊漁料の額が当該漁業権にかかる水産動植物の増殖及び漁場管理に要する費用の額に比して妥当なものである場合には、遊漁規則の認可をしなければならないとなっています。その下の「遊漁規則の作成及び認可について」の水産庁長官通知より、「遊漁を不当に制限する」とは、組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮して行う必要最小限度の制限にとどまらない制限と解されます。したがって、①組合等が漁業権行使規則で組合員に課している一般制限、例えば、漁場の区域、採捕期間、体長又は採捕尾数の制限等を遊漁者に課すことは不当ではない。という判断になります。7ページの遊漁規則変更認可申請と同時に申請された漁業権行使規則の変更の新旧対照表より行使規則、遊漁規則ともにⅡの概要で説明した変更を行いますが、規則変更による行使規則で組合員に課す一般制限と、遊漁規則で遊漁者に課す一般制限は同じであり、水産庁長官通知の①に当たると判断します。

また、今回の変更内容は新たな遊漁者確保を目的とした漁法の追加と、混獲を防ぐための禁漁期間の設定であるため、「遊漁を不当に制限する」に該当しないと考えております。

それでは、御審議の程よろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

- 山本会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 宮本委員 管理釣場やキャッチアンドリリース区間ではバーブレスを使うケースが多いが、なぜこの規則としているのか。他ではあまり見かけない。
- 伊藤課長 今までルアーを認めていなかったため、まずはバーブレスにしたのではないかと認識した。
- 日吉主事 他の魚種でもルアーを認めておらず、初めてのルアー解禁となるため様子見を、という意味合いかと。
- 朝倉委員 誰かの意見をそのまま採用しているだけで、深い意図はないと思う。
- 山本会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の（3）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし。
- 山本会長 ありがとうございます。それでは議事の（3）については、決定ということで終了いたします。

○山本会長

続きまして、議事の（４）は「静岡県内水面漁場管理委員会公文書管理規程の制定について」でございます。それでは事務局より議事について説明をお願いいたします。

○日吉主事

続いて、議事４について説明させていただきます。資料４を御覧ください。

静岡県内水面漁場管理委員会公文書管理規程の制定についてです。資料４の１ページを御覧ください。

Iの経緯を説明します。

現在、静岡県公文書等の管理に関する条例の制定が行われています。制定の趣旨としては、デジタル技術を活用した効率的な公文書の作成・管理が重要となっている中、逢初川土石流災害検証・被災者支援特別委員会からの提言「行政記録の在り方」など、これまで以上に公文書の適正な管理が求められていることを踏まえ、公文書は「県民共有の財産」であり「県民の知る権利を尊重する」という基本姿勢に立って、「静岡県公文書等の管理に関する条例」を制定し、適正な公文書管理を推進することです。条例については、３ページと４ページにも説明を載せているため参考にしていただければと思います。

この条例は令和６年３月２８日に公布されており、令和７年４月１日に施行されます。条例の第２条より内水面漁場管理委員会も含まれている実施機関は、条例施行に伴う主な対応として、令和６年度に公文書管理規程を制定し、令和７年度、４月１日から条例の適用が開始されます。内水面漁場管理委員会では、条例の内容を踏まえた新しい公文書管理規程を制定する必要があります。

続きましてIIの概要を説明します。

現在定められている静岡県内水面漁場管理委員会文書管理規程は９ページから１４ページにあります。こちらは平成１３年４月１日より施行されているものです。この文書管理規程は、新しい公文書管理規程の制定に伴い廃止します。

続いて、事務局が案として作成した静岡県内水面漁場管理委員会公文書管理規程は５ページから８ページにあります。内容については、現在の文書管理規程を引継ぎつつ、条例の内容を踏まえたものになります。実施機関の統一的なルールとなり、文書作成の過程が分かるように、検証できるようにすることや公文書の管理状況を公表すること等が記載されます。これは、公文書条例を扱っている県の文書課が内容を確認していて、内水面漁場管理委員会の業務としては大きな変更は無いものになります。

また、案の中で網かけになっている「静岡県公文書管理規程」と「静岡県公印規程」については、文書課にて制定の進めている段階のため、空番となっています。こちらは県の規程が制定された内容を反映させていきます。

最後にIIIの決定事項についてです。今お示した事務局案のとおり、静岡県内水面漁場管理委員会公文書管理規程を制定します。空番等の軽微な変更については、事務局に一任していただければと思います。こちら、制定について了承された場合は、県公報にて公文書管理規程を公示します。参考に１５ページからは静岡県公文書等の管理に関する条例になります。

事務局からの説明は以上です。

- 山本会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 山本会長 特に御質問等ないようでございますので、議事の（４）でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし。
- 山本会長 ありがとうございます。それでは議事の（４）については、決定ということで終了いたします。
- 山本会長 続きまして、議事の（５）は「その他」でございます。まずは、次回の開催日程について事務局より説明をお願いいたします。
- 日吉主事 次回開催日程について連絡します。次回の開催は2月下旬から3月上旬を予定しております。現状議題がないので、このまま議題が発生しなければ開催しない予定です。開催時には事前に、日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いたします。
- 次回開催日程については以上です。
- 山本会長 以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。
- 皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いします。
- 伊藤課長 山本会長どうもありがとうございました。
- 委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございます。それでは、これを持ちまして、第337回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 7年 1月 10日

議長

山手俊康  

令和 7年 1月 17日

議事録署名人

秋山信彦 

令和 7年 1月 22日

議事録署名人

朝倉穂積 

